

【意見】

私は、環状線沿いに住んでおり、道路と家のあいだが歩道になっていて北小の通学路になっております。通学時間には集団登校の児童たちの姿とその脇の街路樹でいかにも平和な森林文化都市とみうけられますが、道路側では出勤時間の車のレース場と化しています。

道路と歩道の境にガードレール（ポール）等の設置を願います。時速100km近い車が多いので万が一の時街路樹では、歩行者の保護は不可能かと思えます。

男：50代：沼田市在住

【回答】

児童の通学の安全確保についてのご意見ありがとうございます。

環状線につきましては、歩道と車道とを物理的に分離するため縁石を設置し、車道面より歩道を高くした構造となっております。

この縁石は歩道と車道の区分を明確にするとともに、進行方向を誤り車道外に逸脱しかけて縁石に衝突した車の進行方向を復元し、また、縁石に衝突し乗り上げる車の速度を低下させるものです。

縁石の高さにつきましては、道路構造の基準では車道から15cmの高さが標準となっておりますが、環状線では20cmの高さとなっております。

通行車両の交通安全対策につきましても、今後、沼田警察署と連携をとりながら、安全対策に努めていきたいと考えております。

担当：建設部建設課